

【フランス】2012年度補正予算法による付加価値税増税撤回と税制改正

海外立法情報課・服部 有希

* 財政再建と税制改正を目的とする2012年度第2次補正予算法が成立した。同法により、前政権の決定した付加価値税の増税が撤回され、富裕層や大企業への課税が強化された。

1 立法の背景

2012年8月16日に、2012年度第2次補正予算法(2012年度補正予算に関する2012年8月16日の法律第2012-958号(注1))(以下「法」)が成立した。

フランスの予算は、法律で定める。年次予算は、予算法(*loi de finances*)で定められ、税制の改正規定、歳入の見積額、歳出の予算額等を同一の法律で定める。補正予算は、補正予算法(*loi de finances rectificative*)で定められ、年間の制定回数に制限はなく、例年、少なくとも一度は制定されている。政権交代が生じた場合には、補正予算が編成されることが多い(注2)。

法は、2012年5月に発足したオランド(*François Hollande*)新政権による初の補正予算であり、オランド大統領の公約である財政再建への足掛かりとなるものである。オランド政権は、2012年末までに財政赤字をGDPの4.5%に、2013年末には3%にまで縮小し、2017年までに財政均衡を達成するという財政目標を掲げている。この目標を達成するために、法により、15億ユーロの歳出の凍結、72億ユーロの歳入増、日本の消費税にあたる付加価値税(VAT)の増税撤回、富裕層や大企業への課税強化が決定された。これにより、サルコジ(*Nicolas Sarkozy*)前政権の財政政策は、大幅に見直されることとなり、オランド大統領の明確な政策転換の意図がうかがえる。次に、法の概要を紹介する。

2 歳入及び歳出

法により、税収が約48億9100万ユーロの増加、社会保険料が22億9600万ユーロの増加となり、合計で71億8700万ユーロの歳入増が見込まれている。歳入の増加分(付加価値税の増税撤回に伴う社会保険料の増額分8億ユーロを除く)のうち、53%にあたる34億1千万ユーロを家計が負担し、47%にあたる29億7700万ユーロを企業が負担する。さらに、家計が負担する額のうち、73%にあたる24億9千万ユーロは、後述する連帯富裕税の増税分を中心とした富裕層に対する課税強化により賄われる。

歳出は、15億ユーロが凍結される。

3 付加価値税の増税撤回

付加価値税(VAT)の標準税率は19.6%であり、生活必需品等には7%と5.5%の2段階の軽減税率が適用されている。また、医薬品等の一部の品目については、超軽減

税率として 2.1%が適用されている。

サルコジ前政権は、2012 年度第 1 次補正予算法（注 3）第 2 条により、2012 年 10 月 1 日から VAT の標準税率を 21.2%に引き上げると予定していた。これと併せて、社会保険料の雇用主負担を軽減し、その減収分を VAT の増額分で補う予定であった。

しかし、法により、VAT の増税及び社会保険料の軽減措置は撤回された（第 1 条）。これにより、8 億ユーロの社会保険料の増額が見込まれている。また、いったん 7%に引き上げられていた書籍にかかる VAT の税率は、5.5%に引き下げられた（第 28 条）（なお、本稿執筆中の 2012 年 11 月 6 日に、政府は、2014 年 1 月 1 日から、VAT の標準税率を 20%に、軽減税率を 10%と 5%に変更する計画であると発表した）。

4 富裕層等に関する税制改正

(1) 連帯富裕税の特別徴収（第 4 条）

連帯富裕税（impôt de solidarité sur la fortune : ISF）は、資産総額に対して課せられる。ISF の課税対象者は、資産総額 80 万ユーロ以上の者であったが、サルコジ前政権下で 2011 年に法律が改正され、資産総額 130 万ユーロ以上の者となった。また、税率は、大幅に引き下げられ、資産総額 300 万ユーロ未満の者の税率は 0.25%、同額以上の者の税率は 0.5%の 2 段階となった。

しかし、法により、2012 年度分の ISF のみの特別措置として、2011 年の改正以前の税率を適用することが決まった。改正以前の税率は、6 段階あり、最低で 0.55%、最高で 1.8%となる。課税対象者は、2011 年の改正後の規定が適用され、資産総額が 130 万ユーロ以上の者である。この特別措置の対象者は、約 29 万人であり、23 億ユーロの増税が見込まれている。また、2012 年 9 月 28 日に発表された 2013 年度予算法案では、2011 年の改正による現行の ISF 制度を抜本的に見直すとしている。

(2) 相続税及び生前贈与に係る税の改正（第 5 条）

これまで、相続税及び生前贈与にかかる税（無償譲渡税（droits de mutation à titre gratuit）と称される）について、親子間の生前贈与及び相続であって、その合計額が過去 15 年間で 15 万 9325 ユーロ以下であれば、課税標準額から控除されていた。しかし、法により、控除可能額が過去 10 年間で 10 万ユーロ以下に引き下げられた。

5 大企業等に関する税制改正

(1) 株主配当金に対する課税（第 6 条）

法により、法人税（impôt sur les sociétés : IS）を納めている国内外の企業は、株主配当金の 3%にあたる額を納めることとなった。この規定は、通貨・金融法典第 214-1 条 I に規定する投資信託の一種である「譲渡可能証券の集団投資事業（Organisme de placement collectif en valeurs mobilières : OPCVM）」については適用されない。また、EU による中小企業の定義に該当する従業員数 250 人未満で、年間売上高 5 千万ユーロ以下又は純資産額 4300 万ユーロ以下の企業は、課税対象とならない。

(2) 法人税付加税の予納（第 12 条）

サルコジ政権下の 2011 年 12 月 28 日に成立した 2011 年度第 4 次補正予算法(注 4) 第 30 条により、法人税付加税が導入された。これは、2011 年 12 月 31 日から 2013 年 12 月 30 日までの事業年度において、年間総売上高 2 億 5 千万ユーロ以上の大企業に対して法人税額の 5%の付加税を課すものである。

この付加税の 2012 年度分は、2013 年度に徴収されることとなっていたが、法により、この見込額を 2012 年暦年中に予納させるように変更した。年間総売上高 2 億 5 千万ユーロ以上 10 億ユーロ未満の企業については、付加税の見込額の 75%を、年間総売上高 10 億ユーロ以上の企業については、付加税の見込額の 95%を納めることになる。これにより、2012 年度について、8 億ユーロの歳入増が見込まれている。

(3) 超過勤務手当に対する税制優遇措置の撤回 (第 3 条)

サルコジ前大統領は、「より働きより稼ごう」のスローガンの下、労働者の購買力向上等を目的とする政策を打ち出した。この政策により、2007 年には、超過勤務手当について、所得税が免除され、社会保険料の被用者負担及び事業主負担が減免された。しかし、これらの措置は、国の財政負担が大きいかかわらず効果が薄かったため、法により、従業員数 20 人未満の企業を除き、廃止されることとなった。当該措置の廃止は 2012 年 8 月 1 日からで、これにより、9 億 8 千万ユーロの歳入増が見込まれる。

(4) ゴールデン・パラシュートへの対策 (第 30 条)

企業が、企業合併等で解任される経営者に対して支払う「ゴールデン・パラシュート (parachute doré)」と称される退職手当がある。これまで、当該手当は、109 万 1160 ユーロを超えた場合にのみ、社会保険料の算定基準となっていた。しかし、ゴールデン・パラシュートは極めて高額である場合が多く、これを抑制するために、法により、社会保険料の算定基準となる手当額の下限が 36 万 3720 ユーロに引き下げられた。

(5) 企業経営者等への年金に対する課税強化 (第 32 条)

年金制度の一種として、企業が、経営者等に対して、基礎的な年金に追加して「年金の帽子 (retraite chapeau)」と称される付加的な年金を支払う制度が存在する。当該年金に対しては、その支払形態等に応じて、12%、16%又は 24%の税率で課税されていた。当該年金が過度に高額となることを抑制するために、法により、税率がそれぞれ 2 倍に引き上げられた。

6 金融取引等に関する税制改正

(1) 金融取引税の増税 (第 7 条)

金融取引税 (taxe sur les transactions financières : TTF) は、2012 年度第 1 次補正予算法で創設されたものであり、時価総額 10 億ユーロ以上の上場株式の取引額に対して税率 0.1%を課税するものであった。法により、この税率が 0.2%に引き上げられ、2012 年 8 月 1 日から課税されることとなった。

(2) システミック・リスク税の増税 (第 9 条)

2008 年の世界的な金融危機を受けて、2011 年度予算法 (注 5) 第 42 条により、2011 年 1 月 1 日からシステミック・リスク税が導入された。システミック・リスクとは、

個別の金融機関の支払不能等が他の金融機関や金融システム全体に波及するリスクのことである。この税は、高いリスクを伴う投資を抑制するとともに、政府の金融危機対策費用を調達することを目的としている。課税対象は、純資産が 5 億ユーロ以上の金融機関であり、BIS 規制（国際業務を行う民間銀行の自己資本比率に関する規制）により最低限必要とされる自己資本に対して 0.25%の税率で課税する（注 6）。

法により、徴収済みの 2012 年度分のシステミック・リスク税と同額の税が追加で徴収されるとともに、2013 年 1 月 1 日から税率が 0.5%に引き上げられることとなった。これにより、5 億 5 千万ユーロの税収増加が見込まれる。

7 その他の税制改正

(1) 空家税の増税（第 8 条）

空家税（*taxe sur les logements vacants*）は、1998 年 7 月 29 日の法律第 98-657 号（注 7）第 51 条により創設されたもので、人口 20 万人以上の都市圏に属し、住宅の需給に顕著な不均衡がみられる市町村にある空家の所有者に課す税である。対象となる空家は、2 年間、人の居住がなく、家具が設置されていない住宅である。商業施設や別荘は除外される。税額は、その空家を賃貸に出したと仮定して得られる収入の評価額である賃貸価値額（*valeur locative*）を課税標準として算定される。これまでの税率は、課税初年度が 10%、2 年目が 12.5%、3 年目以降が 15%であったが、法により、それぞれ、12.5%、15%、20%となった。

(2) 国外在住者の不動産収入に対する課税（第 29 条）

法により、国外在住者が国内の不動産から得た不動産所得に対して、税率 15.5%が課税されることとなった。課税所得は、2012 年 1 月 1 日以降の不動産所得である。

参考文献（インターネット情報は 2012 年 10 月 24 日現在である。）

- ・ Pierre Moscovici, *Projet de loi de finances rectificative pour 2012*, n° 71, 4 juillet 2012. <<http://www.assemblee-nationale.fr/14/pdf/projets/pl0071.pdf>>
- ・ *Projet de loi de finances rectificative pour 2012*, juillet 2012. <http://www.economie.gouv.fr/files/DP_PLFR_2012.pdf>

注（インターネット情報は 2012 年 10 月 24 日現在である。）

- (1) Loi n° 2012-958 du 16 août 2012 de finances rectificative pour 2012.
- (2) 松浦茂「イギリス及びフランスの予算・決算制度」『レファレンス』688 号, 2008.5, pp.111-129. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999664_po_068806.pdf?contentNo=1>
- (3) Loi n° 2012-354 du 14 mars 2012 de finances rectificative pour 2012.
- (4) Loi n° 2011-1978 du 28 décembre 2011 de finances rectificative pour 2011.
- (5) Loi n° 2010-1657 du 29 décembre 2010 de finances pour 2011.
- (6) 村井英樹「欧米主要国における最近の税制改革の動向」『財政金融統計月報』712号, 2011.8, pp.14-15.
- (7) Loi no 98-657 du 29 juillet 1998 d'orientation relative à la lutte contre les exclusions.